

渋染一揆 (社会科)

対象：小学校6年以上

1 主眼

きびしく差別されてきた人々が、「別段御触書」を出されどのような行動に出たのかを調べる場面で、「嘆願書」や「一揆の概要」をもとに一揆を起こした人々の願いや、領主側の対応のしかたを考えることを通して、領主側に対し、協力して差別の不当性を訴えていく人たちがいたことを理解することができる。

2 本時の位置 2時間扱い中の第2時

前時 岡山藩が藩財政の悪化から「儉約令」を百姓・町人に出し、厳しく差別されてきた人々に「別段御触書」を出したことを知り、それが守られていなかった時代背景や、お触れの目的（身分相応の暮らしを命じること）について学んだ。

3 人権教育の視点

○一揆に立ち上がった人々の行動が、近代につながる人間の尊厳を求める人権確立運動の先駆的なものであることを理解する。(知識的側面)

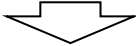
○百姓と同等の権利を求めて行動しようとした姿勢・生き方への共感しようとする。(価値・態度的側面)

4 指導上の留意点

○一般的な一揆のイメージに捉われないように、きわめて文化的な闘争であった点を補足しながら学習を進める。

5 展開

| | 学習展開 | 予想される児童の反応 | 教師の指導・助言 | 時 | 備考 |
|----|---------------------------|---|--|----|--------------|
| 導入 | 1 前時の学習を想起し、本時の学習問題を確かめる。 | <p>学習問題</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">別段御触書を出され、百姓と分け隔てられることを、人々はどう思ったのだろう。</div> <ul style="list-style-type: none"> ・百姓と差をつけられるのはひどいし、納得いかないと思っただろう。 ・何とかこの別段御触書を取り下げることができなかと考えたと思う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・儉約令と別段御触書の比較から考えるように促す。 ・身分による違いが当たり前の時代であっても百姓と分け隔てることに憤る人々の思いに迫ることができるようにする。 | 10 | 資料① 別段御触書 |

| | | | | |
|--------|--|---|---|---|
| 展 開 | 2 嘆願書を 読み、きびしく差別されてきた人々の思いを考 える。 ・主張が強く感じられる部分 を書き出し、意見交換する。 | 学習課題 お触れが出された後、人々はどのように行動した のだろう。 | 30 | 資料② 嘆願書 |
| | ・人々を一揆に向かわせた思 いを考え合 う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・田畑を耕し年貢を納め、警備の仕事もしている。それなのにこのよ うなお触れは嘆かわしい。 ・お触れによって、荒れ地が増えたり、取り締まりができなくなつた りして、かえって困るのは殿様の方ですよ。 ・わたしたちはもともと儉約にところがけ、心して暮らしています。  <p>「それなのに」に着目させ、お触れを受け入れられない、納得でき ない人々の思いに気づかせる。そして、百姓と分け隔てられること に我慢できなかった強い気持ちを感じ取らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やっぱりひどいお触れ に対して抗議をしたん だ。 ・この怒りが一揆に結び ついたんだな。 ・相手が領主であっても、 立ち上がって講義する ことが、人権意識の高さ (誇り)と強さなのでは ないかと思います。嘆願 書という方法や文面も、 高い人権意識が発揮さ れていると思います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・嘆願書を受け取ってもら うために立ち上がった人々が いたことを伝える。 ・このような時代の中であ るが、人間の尊厳を守る貴重 な闘いであったことを理解 できるようにする。 | 資料③ 一揆の概要 |
| 終 末 | 3 渋染一揆に 対する感想を 書く。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お触れを撤回させ、渋染 を強制されることがな いように命をかけて闘 ったんだな。 | 5 | <p>人権教育の視 点 お触れの不当 性とその撤回 に向けて闘っ た人々の生き 方を感じ取っ ている(価値・ 態度)。</p> |

(参考：『同和問題学習展開案』（長野県教育委員会))

【資料1】

べつ だん お ふれ がき
別 段 御 触 書 (1855年)

きもの むじ しぶぞめ あいぞめ かぎる
着物は、無地の渋染・藍染に限る。

あめ とき そんない げ た ひやくしやう で あ っ た
雨の時は村内で下駄をはいてもよい。ただし、百姓に出会った
ときは、下駄を脱ぎ、おじぎをすること。他の村に行く時は、下
駄をはいてはならない。

ねんぐ
年貢をきちんと納めている家の女は、そまつなあまがき
雨傘をさすことを
許す。

(5カ条あるが、以上の3条のみ)

【資料2】

嘆 願 書 (1856年) 抜粋

- 一、 自分たちは田畑を耕^{たがや}し、年貢を納めているのですから、百姓と差を付けられるのはおかしいです。

- 一、 このようなお触れを出されては、働く意欲を失い、田畑は荒^あれて年貢^{ねんぐ}を納められなくなってしまいます。

- 一、 なぜこのようなお触れを出されたのでしょうか。本当になげかわしいことです。どうかこれらの事をお考えいただき、今まで通りにお許しになってください。

【資料3】

いっき がいよう
一揆の概要

1856年6月13日の夜、八日市の吉井河原ようかいち よしいかわらに身分上きびしく差別されてきた人々が集まってきました。翌日の14日の朝早くには、千人以上もの人々にふくれあがりしました。集まった人々は、岡山藩の家老かろうであった伊木氏いぎの家を目指しました。死を覚悟し、生きては帰れないと考えていました。途中で村役人がじやまをしましたが、それを突き破り伊木氏の軍勢ぐんぜいと向かい合い、その後伊木軍の責任者と会います。そして、6月15日に嘆願書たんがんしょを手渡し、「別段御触書べつだんおふれがき」を取り下げるよう努力することを約束させました。

8月1日に、別段御触書の取り下げを勝ち取りました。しかし、12名が牢屋らうやに入れられ、6名は釈放しゃくほうされましたが、6名は病死びょうししてしまいました。